表１　家庭用品品質表示法施行令別表第３号㈠のエアコンディショナーであって直吹き形で壁掛け形のもの（マルチタイプのもののうち室内機の運転を個別制御するものを除く。）のうち冷房能力が4.0kW以下のものに係る基準エネルギー消費効率

区分		基準エネルギー消費効率
冷房能力	室内機の寸法タイプ	
3.2kW以下	寸法規定タイプ	5.8
	寸法フリータイプ	6.6
3.2kW超4.0kW以下	寸法規定タイプ	4.9
	寸法フリータイプ	6.0

備考）１　「室内機の寸法タイプ」とは、室内機の横幅寸法800ミリメートル以下かつ高さ295ミリメートル以下の機種を寸法規定タイプとし、それ以外を寸法フリータイプとする。

２　エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく経済産業省告示第213号（平成21年６月22日）の「３エネルギー消費効率の測定方法⑵」による。表２において同じ。

表２　家庭用のエアコンディショナーに係る基準エネルギー消費効率

区分		基準エネルギー消費効率
ユニットの形態	冷房能力	
直吹き形で壁掛け形のもの	4.0kW超5.0kW以下	5.5
	5.0kW超6.3kW以下	5.0
	6.3kW超28.0kW以下	4.5
直吹き形で壁掛け形以外のもの（マルチタイプのもののうち室内機の運転を個別制御するものを除く。）	3.2kW以下	5.2
	3.2kW超4.0kW以下	4.8
	4.0kW超28.0kW以下	4.3
マルチタイプのものであって室内機の運転を個別制御するもの	4.0kW以下	5.4
	4.0kW超7.1kW以下	5.4
	7.1kW超28.0kW以下	5.4

表３　業務の用に供するエアコンディショナーに係る基準エネルギー消費効率

区分			基準エネルギー消費効率又は算定式
形態及び機能	室内機の種類	冷房能力	
	四方向カセット形	3.6kW未満	E＝6.0
		3.6kW以上10.0kW未満	E＝6.0－0.083×（A－3.6）
		10.0kW以上20.0kW未満	E＝6.0－0.12×（A－10）
複数組合せ形のもの及び下記以外のもの		20.0kW以上28.0kW以下	E＝5.1－0.060×（A－20）
	四方向カセット形以外	3.6kW未満	E＝5.1
		3.6kW以上10.0kW未満	E＝5.1－0.083×（A－3.6）
		10.0kW以上20.0kW未満	E＝5.1－0.10×（A－10）
		20.0kW以上28.0kW以下	E＝4.3－0.050×（A－20）
マルチタイプのもので室内機の運転を個別制御するもの		10.0kW未満	E＝5.7
		10.0kW以上20.0kW未満	E＝5.7－0.11×（A－10）
		20.0kW以上40.0kW未満	E＝5.7－0.065×（A－20）
		40.0kW以上50.4kW以下	E＝4.8－0.040×（A－40）
室内機が床置きでダクト接続形のもの及びこれに類するもの	直吹き形	20.0kW未満	E＝4.9
		20.0kW以上28.0kW以下	E＝4.9
	ダクト形	20.0kW未満	E＝4.7
		20.0kW以上28.0kW以下	E＝4.7

備考）１　「ダクト接続形のもの」とは、吹き出し口にダクトを接続するものをいう。

２　E及びAは次の数値を表すものとする。

E：基準エネルギー消費効率（単位：通年エネルギー消費効率）

A：冷房能力（単位：kW）

３　エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく経済産業省告示第213号（平成21年６月22日）の「３エネルギー消費効率の測定方法⑶」による。

⑵　目標の立て方

当該年度のエアコンディショナーの調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

10―２　ガスヒートポンプ式冷暖房機

⑴　品目及び判断の基準等

ガスヒートポンプ式冷暖房機	【判断の基準】 ①期間成績係数が1.07以上であること。 ②冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 【配慮事項】 ①冷媒に可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること。 ②分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。